

見やすい「括弧外出し条文」

特許法等には（ ）書きが多いため、条文の理解に時間が掛かる条文が多数ある。括弧外出し条文を使用すると（ ）が多い条文も骨子がすぐわかり、数分の1の時間で理解できます。下記は重要な条文である特許法41条2項（国内優先権の効果）を「縦書き漢数字条文」と「括弧外出し条文」で対比したものです。

「括弧外出し条文」を使用すると効率的な勉強・業務ができます。

縦書き漢数字条文 [特許出願等に基づく優先権主張 特許法41条第2項]

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項及び第二項、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四十四条（第六十五条第六項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第二百二十六条第七項（第十七条の二第六項、第二百二十条の五第九項及び第三百三十四條の二第九項において準用する場合を含む。）、同法第七條第三項及び第十七條、意匠法第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九條並びに第十三條の二第一項及び第三十三條の三第一項（これらの規定を同法第六十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。¹

括弧外出し条文〔特許出願等に基づく優先権主張 特許法41条第2項〕

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（＊1）に記載された発明（＊2）についての第29条、第29条の2本文、第30条第1項及び第2項、第39条第1項から第4項まで、第69条第2項第2号、第72条、第79条、第81条、第82条第1項、第104条（＊3）並びに第126条第7項（＊4）、同法第7条第3項及び第17条、意匠法第26条、第31条第2項及び第32条第2項並びに商標法（＊5）第29条並びに第33条の2第1項及び第33条の3第1項（＊6）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。↓

＊1：当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面↓

＊2：当該先の出願が同項若しくは実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張又は第43条第1項、第43条の2第1項（第43条の3第3項において準用する場合を含む。）若しくは第43条の3第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。↓

＊3：第65条第6項（第184条の10第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。↓

＊4：第17条の2第6項、第120条の5第9項及び第134条の2第9項において準用する場合を含む。↓

＊5：昭和34年法律第127号↓

＊6：これらの規定を同法第68条第3項において準用する場合を含む。↵